

グラウンド使用許可条件

- 使用対象 圏域内住民（朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町）5名以上
 - 使用時間 午前8時30分～午後10時まで、照明は圏域内住民 10人以上
 - 使用料金 無 料
1. 使用を希望する者は、使用許可が必要です。リサイクル工房事務局に使用申請を行うこと。
なお、申請は毎月1日（1日が休館日の場合は、次の開館日）から次月1ヶ月分の予約を開始する。1曜日。営業日7日を過ぎれば解禁になる。
 2. 使用許可を得た者は、使用前に工房事務局よりグラウンド倉庫・トイレの鍵、夜間使用の場合は、照明カードを受け取ること。
なお、使用後は使用者の責任で確実に事務局に返還すること。
 3. 使用後のグラウンド内整備はトンボ等による整備も含めて行うこと。
 4. 夜間照明使用は午後10時までとなっているので使用後の整備清掃は事前に行っておくこと。
 5. 複数の使用希望については、譲り合いの精神で協力しあい使用すること。
なお、使用前、使用中、使用後の責任は明確にしておくこと。
 6. 使用者等の行為により施設等に破損が生じた場合は、直ちに事務局へ報告し原型に復旧、または補修すること。
 7. 不正の使用申請が判明した場合は使用許可を取り消す。
 8. 使用中に発生した事故等については、すべて使用者の責任とする。
 9. 禁止事項
 - ・車・バイク等の乗り入れ
 - ・火薬類の持ち込み使用
 - ・営業等に関する行為（展示・販売）
 - ・危険及び被害の恐れがあると判断される行為
 - ・無許可使用
 - ・使用の又貸し
 - ・雨天等により、整備上使用不可と判断されるときの使用
 10. 上記使用条件に違反した場合は以後使用を許可しないものとする。
- ◆ 上記の事項を厳守することを条件に使用を許可する。

甘木・朝倉・三井環境施設組合「サン・ポート」リサイクル工房

電話 0946-23-1590